

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桑 折 町 長

市町村名 (市町村コード)	桑折町 (301)
地域名 (地域内農業集落名)	桑折地区 (諏訪・西町・南・陣屋・本町・桑島・北町・東上・西上集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は桑折町中央・南部に位置し、国道4号が縦断する地区である。地区の中央・北部は市街化区域が占めており、隣接する形でいくつかの集団農地が存在している。また、南部には平地の優良農地が広がっており、概ね国道4号を境として、西側は区画整理のされた水田区域、東側は桃を中心とした果樹園が広がる。営農状況についても交通アクセスの良さから地区外、町外からの入作も多く、営農条件が悪いと判断されるものを除き、積極的に耕作されている。

しかしながら、東部の水田は、用排水路がほぼ全て土側溝で畦畔や法面の浸食が度々発生しており、維持管理に労力を要していることから、U字溝等の設置などを検討する必要がある。また、西部の果樹地帯ではカラスやハクビシン等の鳥類、小動物による農作物被害が報告されており、大規模農家ほど対策に苦慮しているため、被害防止に有効な対策の検討や実践に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

稲作については、圃場整備を行った水田が多いため、引き続き優良農地を守るべく、地域としての管理と農業の担い手による集積を進めるほか、営農条件に応じた転作(大豆・麦、そば等)についても検討を進める。畑・樹園地については、町の主要作物である果樹(桃等)や野菜(きゅうり、いちご等)の栽培を中心に農地の集積・集約を進める。また、未収益期間を必要とする果樹については、品種による作業スケジュールを見据えた長期的な農地利用について、地域農業者間で協議しながら進めていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	129 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	124 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、急斜面等の農地としての再生・利用が見込めない農地について区域からの除外を検討していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模縮小や離農により新たな不耕作地が発生した際、農地利用最適化推進委員と農地バンクが連携し、農地を担う者へスムーズな利用調整が図れるよう細やかな情報共有を徹底する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指すため、耕作をしていない農地所有者へ農地の貸付けを促す。 また、耕作者が病気やケガ等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクを活用し、新たな受け手へのスムーズな付け替えを進めることが出来るよう、情報共有・連携を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
隣接地との境界に大きな段差のある農地や、狭小・不整形農地など効率的な営農ができない農地については大規模農家の集積に支障が出るおそれがあることから、複数農地の一体的な利用を図るため、段差解消や畦畔除去等、営農条件の改善に向けた支援について、国・県・農地中間管理機構の補助事業の利用を検討するとともに町による支援についても協議・検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存耕作者の営農に支障のない範囲内において、新規就農者(予定を含む)が将来の担い手として営農規模を拡大出来るよう将来を見据えた農地利用のあり方について、定期的に地域で話し合い、担い手の確保・育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
高齢化の進む現状で、多くの時間と労力を要する作業については、みらいアグリサービス株式会社等の事業体と連携しながら、農作業委託について調整を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 有害鳥獣対策実施隊による捕獲・駆除と並行して花火等による忌避策や誘因となるやぶの除去等により侵入・被害の防止を図っていく。

⑦ 多面的機能支払制度を活用した以下の団体を中心に農地・水路等の維持管理を行う。
今後、対象区域の拡大と営農条件の向上の方策について検討を進める。

＜広域組織＞
六角活動組織

⑩ 小規模農地・不整形地の効率的利用を推進するため、複数農地の一体的な活用について基盤整備・営農条件の改善を含め検討を進める。